

医療安全に関する取り組みについて

1. 医療安全に関する基本的考え

私たちは、当院を利用するすべての人々に対して、医療事故を防止するために組織全体として取り組みます。個人の尊厳を尊重し、患者さんを中心とした質の高い安全な医療の実現を目指します。そのために、職員のひとり一人が安全の基本的行動をとり、チームワークを図って、患者さんご家族の方とともに、相互に協力しながら安全対策を実践します。

さらに、職員は、インシデント(=被害を及ぼし得る誤った医療行為等が実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為等が実施されたが結果的に影響を及ぼすに至らなかったもの)が発生したら、速やかに医療安全管理室に報告することを責務として行動します。

2. 院内における医療安全推進のための組織

医療安全に関する意思決定機関である医療安全対策委員会を設置し、医療安全に関する事項を審議しています。医療安全管理室は、安全文化を高めるために、組織横断的に活動し改善に努め、院内で発生したインシデントを収集、分析し、対策を実践します。部署では、リスクマネージャーを任命し、医療安全推進のリーダーとして事故防止のための対策の実践、指導を行います。さらに、毎月、医師、薬剤師、看護師、メディカルスタッフ等の職員を招集しインシデントを検討するリスクマネジメント部会で詳しい分析を行います。

3. 医療安全に関する職員研修についての基本方針

全ての新規入職者に対して医療安全に関する初期研修を行っています。また、全職員には年 2 回以上の研修会の参加を義務付けています。

4. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故発生時には、医療安全指針に則り、医療上の最善の処置を行うことはもとより、事実関係などを調査し、説明等誠意を持って対応します。

5. 情報提供と医療安全指針の閲覧に関する基本方針

地域に対して、必要時、医療安全に関する情報を公開して地域から信頼される病院づくりを目指します。安全に関する注意事項は、ポスター等の掲示物で院内へ情報提供を行います。本取り組み事項は院内に掲示し、閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。

6. 医療安全推進のために必要なその他の基本方針

医療安全対策の推進のため、「医療安全マニュアル」を作成し、全職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの遵守、見直し、改訂を行います。

病院長